

認知症高齢者グループホーム事業所運営規程

(事業所の目的)

第1条 株式会社日東総業が開設するグループホーム なかま（以下「事業所」という）が行う認知症高齢者グループホームの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、認知症高齢者グループホームが提供するサービスに当たる従業者（以下「従業者」という）が、要介護の状態にあって認知症の状態にある者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症になり要介護状態となっても、人間として尊厳をもって生活していく事を目的に、共同生活を営むためのいろいろなサービスを提供する。

要介護状態であっても生きがいのある生活実感がもてるよう、社会から隔離せず人間らしい生活をおくること。

- ① 要介護状態であっても、個人の残存能力を大切に維持し高めていくための介護計画を作成する。
- ② 利用者の権利と人権を守る。
- ③ 利用者の健康を維持し増進するように機能訓練・定期検診を行なう。
- ④ 利用者の家族と連絡を密にして家族の意向にそった介護計画を行なう。
- ⑤ 地域との結びつきを重視し、地域活動にも積極的に参加する。
- ⑥ 公共施設の活用を図り、保健・医療・福祉施設との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 事業者 株式会社 日東総業
- ② 名称 グループホーム なかま
- ③ 所在地 北海道空知郡南幌町栄町1丁目1番6号

(職員の職種・人員及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うと共に自らも介護サービスの提供に当たる。
- ② 計画作成担当者 1名
計画作成担当者はそれぞれの利用者の状況に応じた介護サービスの計画を作成する。
- ③ 介護職員 9名
介護職員は介護サービスの提供に当たる。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

(認知症高齢者グループホームの介護サービスの内容)

第6条 認知症高齢者グループホームの介護サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事等介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練。
- ② 利用者の健康管理及び医療を必要と認めた場合の適切、迅速な措置。
- ③ 利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう配慮する。
- ④ 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮する。
- ⑤ 生活が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- ⑥ 利用者またその家族に対してサービスの提供方法等について、親切丁寧に理解しやすいように説明する。
- ⑦ 利用者の生命または身体を保護するため、緊急ややむを得ない場合をのぞき、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- ⑧ 利用者の自立の支援と日常生活の充実及び趣味または嗜好に応じた活動の支援を行なう。
- ⑨ 介護計画に基づいて、各サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第7条

- ① 認知症高齢者グループホームが介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし認知症高齢者グループホームが提供する介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合額は介護保険割合証に記されている利用者負担の割合と適用期間の割合となる。
- ② 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- ③ 前項の利用料金のほか、室料、光熱水費、暖房費、食材料費は重要事項説明書に明示する。
- ④ 前項の他に
 - ア. 理容美容代
 - イ. おむつ等の介護用品
 - ウ. 個人消耗品費
 - エ. 前項に掲げるものの他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担する事が適当と認められるものは別途徴収するものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

- ① 入居に際しては、嘱託医の診断書が必要であり、入居申込書が認知症状態であることを確認する。
- ② 入居に際しては、入居者の生活歴、病歴を家族に記入してもらう。
- ③ 入居者が入院治療を要するなど共同生活ができなくなった場合、家族と相談し必要な措置を講じる。
- ④ 利用者の退出の際は、利用者及び家族の希望を踏まえたうえで、退出後の生活環境、介護の継続性に配慮し、必要な援助を行なう。
- ⑤ 入居年月日、退出年月日は契約書に記載する。
- ⑥ 利用者は、事業者の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- ⑦ 事業者は利用者の重大な損害に対しては損害額を減額することができるものとする。
- ⑧ その他、この規程に定めるものの他、サービスの利用の関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(秘密保持)

第9条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第10条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第12条 認知症高齢者グループホームが介護サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第13条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行なう。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はおこなわない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用可能）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症対策の強化に関する事項)

第17条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 感染症又は食中毒の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 介護従事者に対し、感染の予防及び、まん延防止のための研修会及び訓練を定期的実施することとする。

(その他の事項)

第18条 事業者は、介護職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内
- ② 経験に応じた研修

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者雇用契約の内容とする。
- 4 妥当適切な認知症高齢者グループホームが介護サービスを提供するために、南幌町が行なう調査に協力するとともに、南幌町からの指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 5 この規約に定める事項の外、運営に関する重要事項は 株式会社 日東総業 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規定は平成 17年 4月 1日から施行する。
- この規定は平成 26年 4月 1日から施行する。
- この規定は平成 27年 8月 1日から施行する。
- この規定は令和 1年 4月 10日から施行する。
- この規定は平成 3年 4月 1日から施行する。
- この規定は令和 5年 3月 1日から施行する。